

こんな方を応援します

- ✓静岡に文化を根付かせたい方
- ✓イベントをもっと宣伝したい方
- ✓今のイベントを発展させたい方

助成限度額

100万円

(自己負担額の1/2以内)

助成事業 募集

平成30年度
公益財団法人静岡市文化振興財団
文化振興事業費助成制度

公益財団法人静岡市文化振興財団では、市民の皆様が文化活動を実施しやすい環境作りのため、広く市民が参加する文化事業を対象に、財源の不足を補うための助成金を交付します。

事業
対象となる

平成30年4月1日(日)から平成31年3月31日(日)までの間に、静岡市内を会場に、広く一般を対象に実施される文化活動のためのイベント開催事業。

例) 美術作品の展覧会、音楽や舞台芸術等の公演、文学の講演会等

申込期間

平成30年4月2日(月)から
4月27日(金)まで
(書類郵送の場合は27日必着)
※初申請の方は事前にご相談ください

事前説明会

平成30年3月10日(土)
14:00～15:00

静岡市葵生涯学習センター 第31集会室
(静岡市葵区東草深3番18号)

申請の事例や注意点等を説明します。
申込不要、直接会場へお越しください。
(駐車場に限りがあります。
公共交通機関をご利用ください。)



平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）の間に、事業を開始、完了し、報告書の提出ができる事業。 ※申請時にすでに終了している事業も対象となります。

市民から提案されたもので、演劇、舞踏、美術、音楽、及び科学等の文化活動のための公演、発表会、展示会、講演会等を静岡市内において、広く一般を対象として開催するイベント開催事業。助成交付の可否は、書類審査により決定します。

次のような事業は、上記に関わらず助成対象となりません

- ・ 学校行事として行われるもの
- ・ 営利性及び政治的、宗教的宣伝意図を有すると認められるもの
- ・ 福祉事業のための資金募集等、主たる目的が文化振興とはみなされないもの
- ・ 教授所、教室、私塾等が開催する稽古事、習い事等の発表会と認められるもの
- ・ 事業の対象者（参加者）が実施団体の構成員やその関係者に限られる事業
- ・ 学会等の研究発表会、シンポジウム等、特定の分野における専門家を対象とした学術的な会合であると認められるもの
- ・ 全国巡回展の招聘等、実施者の主体的な企画、活動等により制作されるものではないもの
- ・ 出版物、作品の制作を主たる目的とする事業
- ・ 静岡市（教育委員会、市の施設等を含む）の助成を受けるもの又はこれらによる共催の名義を得るもの



※

※

a) 個人・団体で共通の事項

- ① 静岡市内に住所または活動の本拠を有すること
- ② 文化活動を主たる活動目的としていること
- ③ 文化活動を生業としていないこと
- ④ 活動に対する会計経理が明確であること
- ⑤ 事業を完遂できる見込みが確実であること
- ⑥ 当助成金の交付を過去に3回受けていないこと

b) 団体の場合に必要な条件

- ① 法人格を有していないこと、教授所、教室、私塾等ではないこと。ただし、実施者が公益法人、または特定非営利活動法人の場合は、活動目的、申請事業の内容、実施形態を鑑みて対象となる場合があります。個別にご相談ください。
- ② 一定の規約を有し、かつ、所在地及び代表者が明らかであること。

助成対象費用から、当該事業の実施に伴う収入（入場料、参加費、広告費、静岡市以外から受ける補助金その他の収入）を控除して得た額の2分の1以内とし、100万円を限度とします。

※入場料収入は少なくとも実施会場定員の80%相当分で積算

助成対象経費：人件費（団体構成員を除く）、会場設営費、広告宣伝費、事業制作費

対象外となる経費：

- ・ 食糧費（弁当、ケータリング等の飲食物に係る費用）
- ・ 交際費（打ち合わせ、接待等に係る経費）
- ・ 懇親会費（レセプション、親睦会・打ち上げパーティ等に係る経費）
- ・ 備品購入に係る費用
- ・ 主催者または主催団体の構成員に対して支払われた謝金・宿泊費・交通費・役務の提供に係る代金等
- ・ 実施者の主たる構成員が所属する団体に支出される費用
- ・ 公演会場で行うゲネプロ（原則1回）以外の練習に係る費用
- ・ 事業の記録のための費用
- ・ 外部から招聘した出演者、講師等に対する土産代（これらの者に謝金を支払っていない場合は除く）
- ・ その他、直接事業費としての用途が不明な費用



※

※画像は平成29年度助成事業

- ① 4/27(金) 申請書提出締切（初申請の方は事前にご相談ください。）
- ② 6月末 書類審査により助成金交付の可否を決定、全員に結果を通知します。
- ③ 交付可否の通知後、事業の終了後に報告書をご提出いただきます。報告書を元に交付金額を確定します。
- ④ 交付金額の確定後、指定口座に助成金を振り込みます。

- ・ 制度の詳細は助成制度担当(054-255-4746)までお問合せください。
- ・ 申請書類、申請の手引きは、当財団ホームページ、ならびに当財団事務局にて配布します。